

地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めること

により、給与を支給することをいう。

- 地方公務員法第24条第1項
職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

「わたり」の制度のある団体（令和3年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は **3 団体（0.2%）**

〔対前年度比：▲4 団体〕

（単位：団体）

区 分	令和3年 4月1日時点	令和2年 4月1日時点	R3-R2	（参考） 平成21年 4月1日時点※2
全 団 体	3/1,788 (0.2%) ※1	7/1,788 (0.4%)	▲4 団体	221/1,847 (12.0%)
都道府県	0/47 (0.0%)	0/47 (0.0%)	0 団体	3/47 (6.4%)
指定都市	0/20 (0.0%)	0/20 (0.0%)	0 団体	1/18 (5.6%)
市	3/772 (0.4%)	5/772 (0.6%)	▲2 団体	127/765 (16.6%)
町 村	0/926 (0.0%)	2/926 (0.2%)	▲2 団体	90/994 (9.1%)
特別区	0/23 (0.0%)	0/23 (0.0%)	0 団体	0/23 (0.0%)

※1 各欄において、分子は「わたり」の制度がある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

※2 総務省において、地方公務員給与の「わたり」の状況について、初めて調査・取りまとめを行い、その結果を公表した時点の数値。

<参考2—②>

○ 地方公務員給与の「わたり」に係る状況

令和3年4月1日現在

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
北海道	0	0		▲ 2	▲ 1
大阪府	3	793	池田市、貝塚市、茨木市	▲ 2	▲ 512
合計	3	793		▲ 4	▲ 513

<参考2—③>

○「わたり」の制度を廃止済みの団体(経過的に実態が残っているもの)

令和3年4月1日現在

1 都道府県

青森県、岩手県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、愛知県、京都府、熊本県、沖縄県

2 指定都市

浜松市、熊本市

3 市町村 (指定都市を除く)

北海道	室蘭市
青森県	弘前市
秋田県	秋田市
福島県	郡山市
東京都	武蔵野市、小平市、日野市
大阪府	岸和田市、摂津市、泉南市、熊取町
奈良県	奈良市、大和郡山市、生駒市、田原本町
香川県	坂出市
大分県	大分市、宇佐市
宮崎県	日向市、えびの市
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、西之表市、薩摩川内市、霧島市